附則第十六条第二項の表被害回復分配金支払法第三十九条第三号の項の次に次のように加える。

休眠預金等活用法第十条第五項	農林中央金庫代理業者並びに	農林中央金庫代理業者並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する
	同法	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律
休眠預金等活用法第四十三条第二項	農業協同組合法第十一条の二第二項	銀行法第二条第八項
休眠預金等活用法第五十条第四号	農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁	農林水産大臣及び内閣総理大臣

休眠預金等活用法施行令第三条第一項	規定する銀行代理業者		規定する銀行代理業者（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号。以下この項において「再編強化法」という。）附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を受けて特定承継会社（再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）のために銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を営む者（第五条第一項において「特定承継会社代理業者」という。）を除く。）
休眠預金等活用法施行令第五条第一項	農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者	再編強化法代理業務（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する	特定承継会社代理業者
	農業協同組合法第十一条の二第二項	銀行法第二条第八項	本店又は主たる営業所若しくは事務所
休眠預金等活用法施行令第五条第三項	主たる事務所又は営業所		

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成

省令

○総務省令第六号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第二項及び第十三条の六の規定に基づき、行政書士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月十七日

総務大臣　山本　早苗

行政書士法施行規則の一部を改正する省令

行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項第一号中「又は寄附行為」を削る。

第十二条の二第一号を次のように改める。

一　出入国関係申請取次業務（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条の二第一項、第十九条第二項、第十九条の二第一項、第十九条の十一第一項及び第二項、第十九条の十二第一項、第十九条の十三第一項及び第三項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条第一項、第二十二条の二第二項（第二十二条の三において準用する場合を含む。）並びに第二十六条第一項の規定による申請、同法第十九条の十第一項の規定による届出並びに同法第十九条の十第二項（第十九条の十一第三項、第十九条の十二第二項及び第十九条の十三第四項において準用する場合を含む。）、第二十条第四項第一号（第二十一条第四項及び第二十二条の二第三項において準用する場合を含む。）、第二十二条第三項（第二十二条の二第四項において準用する場合を含む。）、第五十条第三項及び第六十一条の二の二第三項第一号の規定により交付される在留カードの受領に係る業務、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十二条第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第一項及び第三項の規定による申請、同法第十一条第一項の規定による届出並びに同法第十一条第二項（第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項の規定により交付される在留カード又は特別永住者証明書の受領に係る業務をいう。）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第七号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月十七日

経済産業大臣　世耕　弘成

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号ハ中「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改め、同号ハの次に次のニを加える。

ニ　一般送配電事業者が特定卸供給を行う事業を営む他の者から受電した特定卸供給に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差について、当該一般送配電事業者が電力量調整供給において行う当該他の者に対する電気の供給又は当該他の者からの電気の買取りに係る料金の一キロワット時当たりの単価